

＝ 知 ら せ ＝

平成28年7月から平成29年1月までに総務省消防庁から出された通知通達のうち、危険物の規定等に関係のある主なもの

① 都道府県及び市町村における危険物等に係る事故防止対策の推進について

(平成28年7月28日付け消防危第142号：消防庁危険物保安室長)

都道府県及び市町村における事故防止対策については、「危険物事故防止基本方針・アクションプランの推進に関する地方連携について」(平成16年3月4日付け消防危第29号)を踏まえ推進されているところですが、平成28年度からは「危険物等に係る事故防止対策の推進について」(平成28年3月28日付け消防危第45号)により通知された「危険物等に係る事故防止対策の推進について」及び「危険物等事故防止対策実施要領」に基づく事故防止対策が推進されることとなりました。

これに伴い、都道府県及び市町村における事故防止対策の推進に関する留意事項等が取りまとめられました。

② 危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について

(平成28年11月2日付け消防危第203号：消防庁危険物保安室長)

平成28年度からは、「危険物等に係る事故防止対策の推進について」(平成28年3月28日付け消防危第45号)により通知されたとおり、より効果的な事故防止対策を推進するため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が事故防止対策の目標とされたところです。

これに伴い、重大事故や軽微な事故といった深刻度に応じた事故の分類をするための深刻度評価指標が決定されました。

今後、深刻度評価指標に基づく重大事故に対して、優先的に事故防止対策が推進されることとなります。

③ 「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の

一部改正について

(平成28年12月5日付け消防危第228号：消防庁危険物保安室長、

消防特第209号：消防庁特殊災害室長)

「危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標について」(平成28年11月2日付け消防危第203号)で示された深刻度評価指標の運用開始及び統計調査系システムの更新に伴い、「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域にお

ける事故の報告入力要領」の改正及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム」の改修がされ、平成29年1月1日から運用されることとなりました。

④ 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における

保安確保について

(平成29年1月23日付け消防危第13号：消防庁危険物保安室長)

「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について」(平成28年10月7日付け消防危第170号通知)により実施された移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果が取りまとめられました。概要は、次のとおりです。

- (1) 移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は17.15% (前年17.35%) であり、昨年と比較すると0.20ポイントの減少となるが、依然高い水準にある。
- (2) 危険物運搬車両における基準不適合等車両の割合は12.91% (前年10.45%) であり、昨年と比較すると2.46ポイントの増加となる。
- (3) 移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は1,289件(前年1,262件)であり、昨年と比較すると27件増加しており、他の項目と比べても非常に多く、憂慮される状況である。

あわせて、危険物の移送等における保安の確保のための留意事項について、次のとおり取りまとめられました。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

次の①から③までの観点から、第170号通知により実施を依頼した移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を危険物の移送等における保安確保のための重点事項とする。

- ① 重大事故の発生を防止する観点
- ② 近年の事故の傾向であるヒューマンエラーや腐食疲労等劣化による事故を防止する観点
- ③ 基準不適合車両数が昨年と比べ顕著に増加している項目を低減させる観点